

令和3年4月20日

保護者 様
生徒諸君

さいたま市立浦和南高等学校長 上原 一孝

まん延防止等重点措置の実施に関する浦和南高校の対応について

日頃より本校の教育活動並びに新型コロナウイルス感染拡大防止への取組に、御理解、御協力いただき深く感謝申し上げます。

4月16日、国は、まん延防止重点措置の埼玉県への適用を決定しました。これを受けて、埼玉県においては、4月20日から5月11日まで、さいたま市及び川口市の2市を対象区域とし、不要不急の外出・移動の自粛や混雑している場所や時間を避けて行動すること、学校における感染防止対策の徹底など、まん延防止等重点措置を実施することとしました。市教育委員会からは、感染防止対策を徹底しながら教育活動を実施する旨の通知がありました。

つきましては、市教育委員会の通知の基づき本校では、下記の対応をしてまいります。

なお、今後の新型コロナウイルス感染状況の推移により変更することがございますので、御了承ください。

記

1 感染予防の徹底

(1) 健康観察の徹底

- ア 毎日の健康観察を徹底し、体調不良の際は登校しないようにしてください。
- イ 同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も、登校しないでください。

(2) 手洗い・マスク着用の徹底と適切な換気、水分補給

- ア 手洗い及びマスクの着用を徹底してください。
- イ 教室では、常時換気扇を使用するとともに教室の欄間を常時開放し、常時換気を徹底します。
- ウ マスクを着用しての授業になりますので、熱中症対策のため、授業中でもスポーツドリンクなどのペットボトルや自宅から持参した水筒で水分補給をすることは差し支えありません。

(3) 授業等における留意点

- ア 授業は、感染防止対策を徹底して行います。
- イ 音楽における歌唱、家庭科における調理実習、理科における実験等については、換気やマスクの着用、授業前後の手洗い等の対策を徹底して行います。

(4) 食事時の会話禁止

昼食時は、手洗いを徹底するとともに、飛沫感染予防の観点から、対面で食事をとらず、教室の正面を向いての食事とし、食事時の会話は禁止とします。会話は食事後にマスクを着用してから行うようにしてください。

2 部活動

(1) 段階的な活動基準について

	平日（上限）	週休日	校外活動等	泊を伴う活動等
まん延防止等重点措置適用中 4/20～5/11	4日／週 120分	どちらか1日 180分	感染拡大防止対策を徹底して行う	行わない
まん延防止等重点措置解除後	市の方針及び各校の方針に基づいた活動			行わない
	原則4日／週 生徒活動時間 120分程度を 原則とする。	原則どちらか1日 生徒活動時間 180分程度を原 則とする。	感染拡大防止対策を徹底して行う	

(2) 感染症対策の徹底について

- ア 部活動等への参加については、保護者の理解を得た上で、無理をさせることのないように配慮する。
- イ 活動前後及び活動中の生徒の健康状態を確認するとともに、基本的な感染症対策（うがい・手洗い・咳エチケット）を十分指導して徹底する。特に、活動前後や休憩時の手洗いを徹底する。
- ウ できる限り生徒同士及び顧問と生徒が、密集する活動や近距離での活動にならないように配慮する。密集が避けられない場合は、部員や時間帯を分けて活動するなど工夫する。
- エ 屋内（体育館、特別教室など）で活動する際には、窓や扉を開けるなどして十分な換気を行う。
- オ 用具等を使用する場合は、こまめに消毒する。接触感染の防止の観点から「用具の貸し借り」などは行わない。
- カ 部員等が部室や更衣場所等に集中しないよう、時間をずらす、時間を区切るなどして、十分なスペースを確保するとともに、換気に努める。
- キ 部活動終了後は、寄り道（途中で軽食をとる等）をせず、速やかに帰宅するようにする。

(3) その他

- ア 1週間において休養日を2日（平日1日、休日1日）設けることを原則としますが、14日以内に高体連、高野連、高文連等が主催する大会など、特別な事情がある場合には、校長が市教育委員会と協議をして（1）の活動基準の原則によらず活動することができます。
- イ 平日は午後7時の下校時間を基準とします。
- ウ 部活動参加の際は、事前に家庭で検温や健康観察の徹底をお願いいたします。
- エ 生徒及び家庭内で発熱等の風邪症状が見られる等体調不良者がいる場合には、参加を遠慮するようお願いいたします。

3 御家庭へのお願い

ゴールデンウィーク期間中を含め、次の点に御協力をお願いいたします。

- (1) 規則正しい生活習慣の徹底（生徒本人、同居の家族に体調不良者がいる場合は、登校しない、させないこと）
- (2) 手洗いの徹底と適切な換気・保湿、マスクの着用

(3) 不要不急の外出を避け、可能な限り速やかな帰宅

(4) 生徒同士の会食等の自粛

4 生徒の出欠席などの取扱いについて

(1) 出席停止の取扱い（所定用紙に届出が必要ですので、担任に御相談ください。）

ア 生徒本人の新型コロナウイルス感染が判明した場合

イ 生徒本人が新型コロナウイルスの濃厚接触者と認定された場合や生徒の同居の家族が濃厚接触者に特定された場合

ウ 生徒本人に発熱、咳、倦怠感等の体調不良があり、自宅で休養する場合。なお、前夜に発熱や風邪等の症状がある場合は、学校に連絡した上で、症状がなくなるまで自宅で休養させてください。

エ 同居の家族に風邪の症状等の体調不良者がいる場合など、保護者から念のため欠席させたい旨の申し出があった場合

オ 基礎疾患等のある生徒について、予防的措置として保護者から欠席させたい旨の申し出があった場合

カ 学校感染症（インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎など）の感染が判明した場合

(2) 公欠の取扱い

ア 埼玉県教育委員会及びさいたま市教育委員会が定める生徒の参加する対外運動競技・文化活動等に参加する場合

イ 生徒指導、進路指導等で特に必要と認められる場合

ウ ア・イ以外のもので校長が特に認める場合

(3) 欠席の取扱い

(1)(2)以外のものは欠席として取り扱います。

(4) 欠席等の連絡方法について

ア 欠席等の連絡については、原則として学校メール e-pa により保護者の方から当日午前8時15分までに御連絡ください。

イ 出席停止の場合は、別様の届を提出してください。

(5) PCR検査の受検について

PCR検査を受けることになった場合並びに検査結果が判明した時は、必ず学校へ御連絡ください。

(6) スクールカウンセラー

本校では、スクールカウンセラー2名おり、週2日学校の教育相談室に常駐しています。長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、思いがけない心身の不調が生じる場合も考えられます。生徒諸君だけでなく保護者の皆様も御利用できます。教員に相談しづらいことなどでもお気軽にご相談ください。

【開室時間】毎週月曜日と木曜日 10:30～16:00

問い合わせ先

さいたま市立浦和南高等学校

担当 教頭 西本 義人、秋山 健二

電話 048-862-2568